

別紙①

事業者登録規約（住宅省エネ2023キャンペーン）

「住宅省エネ2023キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」という。）は、一体的に実施、運用される「こどもエコすまい支援事業」、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業（以下、「給湯省エネ事業」という。）」、「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業」及び「断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業」（以下、後2者の事業を総称して「先進的窓リノベ事業」といい、4つの事業を総称して「構成事業」という。）の総称です。

第1条 住宅省エネ支援事業者

- 住宅省エネ支援事業者とは、本キャンペーンにおいて住宅省エネ2023キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録申請書を提出し、こどもエコすまい支援事業の事務局（以下、「本事務局」という。）に登録された者をいいます。ただし、当該登録により、本事務局及び国（以下、「本事務局等」という。）は住宅省エネ支援事業者として登録された事業者に対して何らその優良性を認定するものではありません。
- 本事業者登録規約（住宅省エネ2023キャンペーン）（以下、「本規約」という。）に基づき、住宅省エネ支援事業者として登録されるためには、以下①～③の要件（以下、「登録要件」という。）が満たされていなければなりません。登録後に登録要件のいずれかが満たされなくなった場合には、当該住宅省エネ支援事業者は、直ちに本事務局にその旨を通知しなければならないものとします。本事務局は、当該通知を受けた場合、又は登録要件のいずれかを満たさなくなったことが明らか場合は、速やかにその登録を停止するものとします。
 - 国内に法人登記された法人又は住民登録された個人事業主
 - インターネット環境を有し、本事務局が提供する本キャンペーンのWebシステム（以下、「住宅省エネポータル」という。）を利用できる者
 - 以下に該当しない者（法人においては、役員等（実質的に経営に関与する者を含む）
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

第2条 構成事業への参加と停止

住宅省エネ支援事業者は、補助金の交付申請を希望する構成事業に対して参加を申告することができます。本事務局は、当該住宅省エネ支援事業者が以下の参加要件を満たす場合、各構成事業の登録事業者として登録します。ただし、登録後であっても、各構成事業の事務事業者（以下、「担当事務局」という。）が当該参加要件を満たさないと判断した場合、参加申告を無効とし、当該構成事業における登録の停止を行うことがあります。

- 前条第2項に基づき、住宅省エネ支援事業者の登録が停止されていないこと
- 各対象事業にあつては、以下の要件を充足すること
 - こどもエコすまい支援事業の参加にあつては、当該事業の事業者登録規約第1条第3項に規定する参加要件
 - 先進的窓リノベ事業の参加にあつては、当該事業の事業者登録規約第1条第3項に規定する参加要件
 - 給湯省エネ事業の参加にあつては、当該事業の事業者登録規約第1条第3項に規定する参加要件

第3条 情報公開と問い合わせ

住宅省エネ支援事業者が希望した場合、本事務局が作成する本

キャンペーンのホームページ上で当該住宅省エネ支援事業者に関する情報が、登録事業者として公開されます。ただし、情報の公開にあつては、住宅省エネ支援事業者は、構成事業の申請を検討する者（以下、「消費者等」という。）からの問い合わせに対応する義務を負い、消費者等からの問い合わせに適切に対応できる体制を整備しなければなりません。本事務局は、住宅省エネ支援事業者による問い合わせ対応若しくは体制の整備が不十分であると判断した場合、公開内容が不適切であると判断した場合、本規約第1条に定める登録要件を満たさないと判断した場合、又は担当事務局が第2条に定める構成事業への参加を停止した場合、住宅省エネ支援事業者へ事前の通告なしに当該住宅省エネ支援事業者に関する情報の全部又は一部の公開を停止することがあります。

第4条 従業員等への周知

住宅省エネ支援事業者は、本キャンペーンに関わる従業員及びその取引先等（以下、「従業員等」という。）に対して、禁止事項等、本規約が定める事項について、周知と教育を徹底しなければなりません。

第5条 禁止事項

- 住宅省エネ支援事業者（住宅省エネ支援事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）及びその従業員等は、以下①～⑦に掲げる行為を行ってはなりません。
- 不正、虚偽により住宅省エネ支援事業者の登録を受け、又は登録を申請すること
 - 構成事業において、担当事務局が作成するマニュアル及び規約並びに担当事務局及び国が行う告知・発表等に定める事項において禁止されている行為をすること
 - 消費者等に対して、本キャンペーン及び構成事業、並びに本事務局等及び担当事務局の名称、商標、又は称呼等を用いて、当該住宅省エネ支援事業者が取り扱う商品及び事業の優良性を誤認させるおそれのある言動、表示及び広告をすること
 - 本事務局等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
 - 本事務局等に対する一切の権利及び義務並びに本規約に基づき締結される本事務局との間の契約上の地位について、本事務局の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
 - 本事務局等及び消費者等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること
 - その他、本事務局等が本キャンペーン及び構成事業の趣旨に反すると判断する行為、及び本事務局等との信頼関係を損なう一切の行為

第6条 登録の抹消

本事務局は、住宅省エネ支援事業者又はその従業員等が本規約に反する行為を行い、又は行おうとしたと本事務局が判断した場合、住宅省エネ支援事業者としての登録を抹消することができます。

第7条 本規約の変更等

本事務局が本規約を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本キャンペーンのホームページ及び住宅省エネポータルにより、本規約の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記に関わらず、当該

変更が住宅省エネ支援事業者一般の利益に適合する場合、又は緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、又は変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。変更後の本規約については、本事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

第8条 免責

1. 本事務局等及び担当事務局は、本キャンペーンに関して、住宅省エネ支援事業者（住宅省エネ支援事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。ただし、本事務局等又は担当事務局の故意又は重過失によるものである場合には、当該事務局等又は担当事務局は、当該住宅省エネ支援事業者に直接かつ現実生じた損害に限り、責任を負うものとします。
2. 本事務局等及び担当事務局は、本キャンペーンに関して、住宅省エネ支援事業者と、第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

第9条 本事務局による個人情報の利用

本キャンペーンにおいて本事務局が取得した個人情報の利用、保存及び管理には、本キャンペーンのプライバシーポリシーが適用されます。

第10条 住宅省エネ支援事業者の秘密保持義務

1. 住宅省エネ支援事業者（住宅省エネ支援事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）は、本キャンペーンに関連して、本事務局等又は担当事務局から開示される技術上又は営業上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならないものとします。ただし、本事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。
2. 住宅省エネ支援事業者は、本キャンペーン上の義務を履行する目的に限り、秘密情報を複製、加工、及び利用することができます。
3. 住宅省エネ支援事業者は、本事務局から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報を複製及び加工したものを含む。）を返却、廃棄又は消去するものとします。当該返却、廃棄、又は消去に要する費用は、住宅省エネ支援事業者が負担するものとします。
4. 本事務局及び住宅省エネ支援事業者は、秘密情報又は個人情報の漏洩等の事故が発生し、又は発生したおそれのあることを知った場合、当該事故の発生原因の如何に関わらず、直ちにその旨を相手方に報告し、本事務局と住宅省エネ支援事業者が協議の上、適切な措置を講じるものとします。
5. 本事務局及び住宅省エネ支援事業者は、前項の事故について、事故を引き起こした責任がいずれにあるかを協議の上、確定するものとします。

第11条 専属的合意管轄裁判所

本キャンペーンに関して、本事務局と住宅省エネ支援事業者又は住宅省エネ支援事業者になろうとする者との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条 雑則

本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、マニュアル等に定めるものとします。

第13条 住宅省エネ 2024 キャンペーンへの参加申告

1. 本事務局等は、本キャンペーンの住宅省エネ支援事業者が令和5年度補正予算に基づき創設される次に掲げる事業（以下、「住宅省エネ 2024 キャンペーン」という。）にも参加することを希望するであろうと想定し、本キャンペーンにおける住宅省エネ支援事業者と同様の責任と役割を担う事業者（以下、「住宅省エネ支援事業者(2024)」という。）として登録する手続きを円滑に行えるようにするため、次項以下に定めるところに従い、本キャンペーンの住宅省エネ支援事業者が住宅省エネ 2024 キャンペーンに参加することを希望し、その旨の申告（以下、「参加申告」という。）を国に対して行ったものとみなすものとします。

- ①質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）（国土交通省）
- ②断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）
- ③高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）
- ④既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）

住宅省エネ 2024 キャンペーンには、①の事業並びに①と一体的な運用が検討される②、③及び④の事業が含まれます。

2. 住宅省エネ 2024 キャンペーンに参加を希望しない住宅省エネ支援事業者は、本事務局等が別途定める期限までに、本キャンペーンの住宅省エネポータルから参加申告を取り下げることができます。
3. 本事務局等は、参加申告を行った住宅省エネ支援事業者が、登録時に提出した情報（提出後の変更を含む）及び振込口座の情報について、住宅省エネ 2024 キャンペーンの管轄官庁に提供します。なお、当該情報の提供が行われた場合でも、住宅省エネ 2024 キャンペーンのいずれかまたは全部の事業に交付申請を行う際には、当該事業の事務事業者が定める方法により、住宅省エネ支援事業者(2024)としての登録を完了しなければなりません。

制定日 令和5年1月17日
改正日 令和5年11月29日